

## 高田和幸議員に対する辞職勧告決議

御前崎市議会は、これまでの高田和幸議員の一連の行動を、議会の品位と権威を傷つけるとともに御前崎市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであるとして、令和7年2月議会で「問責決議」、令和7年6月議会で「御前崎市議会議員政治倫理規程第10条第2項の措置に関する決議」、及び「議員辞職勧告決議」、令和7年9月議会で2度目の「議員辞職勧告決議」を可決しているが、高田議員は、こうした御前崎市議会の意思決定を無視する形で、現在も市議会議員の職に留まり続けている。このような高田議員の政治姿勢は、到底、市民の理解を得られるものではない。

また、今般、市内の認定こども園を運営する社会福祉法人から市議会議長あてに提出された要望書の対応について諮問を受けた議会運営委員会が、事実確認の調査をした結果、あらためて政治倫理基準に違反する高田議員の行動が明らかとなった。

- ① 市議会議員の地位を利用して不当に認定こども園の内部資料を閲覧したこと。
- ② 市議会議員の地位を利用して不用意に認定こども園の人事に介入したこと。
- ③ 市長に提出された「白羽のんのん英育園の公立園復帰を求める嘆願書」に市議会議員として関与した疑念が生じていること。

これらを含め、高田議員の一連の不適切な行動は、市民の代表者たる市議会議員の本質から著しく逸脱しており、民間事業者から議長あてに要望書が提出されること自体が議会の品位を著しく貶めるものであるため、御前崎市議会としては、これを断じて許すわけにはいかない。

よって、御前崎市議会は、高田和幸議員に対し、自らの意思により速やかに議員辞職することを、あらためて強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和8年3月24日

御前崎市議会